

# 目 次

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成29年4月1日確定法令 等に基づき作成  
しております。別配布の『消費税リバースチャージ』講座の補足事項について」を合わせてご確認ください

目次

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 1. 制度の概要                                       | 1  |
| (1) 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し                   | 1  |
| (2) リバースチャージ方式の導入                              | 1  |
| (3) 消費者向け電気通信利用役務の提供の取扱い                       | 2  |
| (4) 国外事業者が行う芸能・スポーツ等の役務の提供の課税方式の見直し            | 2  |
| 2. 国内取引の判定基準の見直し                               | 3  |
| (1) 内外判定基準の改正点                                 | 3  |
| (2) 内外判定の留意点                                   | 4  |
| ① 役務の提供を受ける者の住所等の判定方法                          | 4  |
| ② 国内事業者が国外に住所又は居所を有する者に行った電気<br>通信利用役務の提供の内外判定 | 4  |
| ③ 外国人旅行者に対して行う電気通信利用役務の提供の内外判定                 | 4  |
| ④ 内国法人の海外支店が受ける電気通信利用役務の提供の内外判定                | 4  |
| ⑤ 国外事業者の意義                                     | 4  |
| 3. 電気通信利用役務の提供の意義                              | 5  |
| (1) 内容                                         | 5  |
| (2) 電気通信利用役務の提供に該当する取引の具体例                     | 5  |
| (3) 電気通信利用役務の提供に該当しない取引の具体例                    | 5  |
| 4. 事業者向け電気通信利用役務の提供の取扱い（リバースチャージ方式）            | 7  |
| (1) 内容                                         | 7  |
| (2) 事業者向け電気通信利用役務の提供の意義                        | 7  |
| ① 意義及び具体例                                      | 7  |
| ② 事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するかどうかの判断                 | 8  |
| (3) 事業者向け電気通信利用役務の提供である旨の表示                    | 8  |
| (4) リバースチャージ方式の適用除外                            | 9  |
| (5) その他の留意点                                    | 10 |
| ① 納税義務の留意点                                     | 10 |
| ② 免税事業者から提供を受けた特定課税仕入れ                         | 10 |
| ③ 特定課税仕入れに係る消費税の課税標準                           | 11 |
| ④ 特定課税仕入れに係る消費税の仕入税額控除                         | 11 |
| ⑤ 特定課税仕入れがある場合の課税売上割合の計算方法                     | 11 |

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 5. 消費者向け電気通信利用役務の提供の取扱い                 | 12 |
| (1) 内容                                  | 12 |
| (2) 消費者向け電気通信利用役務の提供の意義                 | 12 |
| (3) 登録国外事業者                             | 13 |
| ① 登録国外事業者の意義                            | 13 |
| ② 登録国外事業者の申請                            | 13 |
| ③ 登録国外事業者が発行する請求書等への記載事項                | 13 |
| ④ 登録国外事業者の納税義務                          | 14 |
| ⑤ 事業者向け電気通信利用役務の提供のみを行っている場合            | 14 |
| ⑥ 登録日以前の「消費者向け電気通信利用役務の提供」の<br>仕入税額控除   | 15 |
| (4) 国外事業者（登録国外事業者以外）の納税義務               | 15 |
| ① 納税義務の判定                               | 15 |
| ② 平成 27 年 10 月 1 日を含む課税期間の取扱い           | 15 |
| ③ 平成 27 年 10 月 1 日の翌日以後に開始する課税期間の取扱い    | 16 |
| ④ 基準期間又は特定期間の課税売上高を計算することが困難<br>な場合の取扱い | 16 |
| 6. 芸能・スポーツ等の役務提供に対する消費税制度               | 17 |
| (1) 内容                                  | 17 |
| (2) 特定役務の提供の範囲                          | 17 |
| (3) 特定役務の提供から除かれるもの                     | 18 |
| (4) 特定役務の提供である旨の表示                      | 18 |
| (5) リバースチャージ方式の適用除外                     | 18 |
| 7. 本規定の経過措置                             | 19 |
| (1) リバースチャージ方式の適用除外                     | 19 |
| (2) 国外事業者の納税義務                          | 19 |
| (3) 継続的電気通信利用役務の提供に関する経過措置              | 19 |
| (4) 消費税簡易課税制度選択届出書に関する経過措置              | 20 |
| (5) 特定課税仕入れがある場合の簡易課税制度による申告            | 20 |
| 8. 用語の意義                                | 21 |
| (1) 特定資産の譲渡等の意義                         | 21 |
| (2) 特定仕入れ及び特定課税仕入れの意義                   | 21 |
| ① 特定仕入れの意義                              | 21 |
| ② 特定課税仕入れの意義                            | 21 |
| 講師プロフィール                                | 22 |

# 1. 制度の概要

---

## (1) 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

平成 27 年度の税制改正により、平成 27 年 10 月 1 日以後に行われる国外の事業者から日本に電気通信回線（インターネット等）を介して配信される電子書籍・音楽・広告等の役務の提供（以下「電気通信利用役務の提供」という。）については、国内取引として消費税が課税されることとなった。（改正前は国外取引として消費税の対象外）

### 【国内取引の判定】

#### ① 電気通信利用役務の提供の場合

役務の提供を受ける者の住所地で判定（改正）

#### ② 上記①以外の場合

役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地で判定

※ 上記改正により、国外の事業者が行う電気通信利用役務の提供につき国内取引となり、課税取引となる。

## (2) リバースチャージ方式の導入

上記（1）の改正に伴い、国外の事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち「事業者向け電気通信利用役務の提供（例：広告の配信等）」については、その役務の提供を受けた国内の事業者には申告及び納税義務を課す、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入された。

### 【リバースチャージ方式】

